

大規模災害時に実施する膨大な災害対応業務の効率化及び被災者の行政手続きの迅速化を図るために被災者生活再建支援システムを導入します



令和7年（2025年）6月5日				
東海市記者会見資料				
防	災	機	管	課
税	会	務	理	課
社		福	祉	

大規模災害時において、一日でも早く市民（被災者）の自立・生活再建が進められるよう、被災者一人ひとりの被災状況を整理・把握し、継続的に支援する災害ケースマネジメントに取り組む必要があることから、被災者生活再建支援システムを導入します。

【事業内容】

○ 特徴

- ・住家の被害調査、罹災証明書の発行、各種支援制度の申請・支給状況の記録、及び被災者支援に関する個別情報の照会・登録を一元管理できる
- ・発災時・応急期・復旧期まで当該システムにより被災者支援業務を遂行できる
- ・住民情報や福祉情報等を連携させ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新など、通常業務の効率化を図り、災害時には要配慮者等の円滑な避難行動を促進できる



○ 導入効果

- ・被害認定調査結果の管理や罹災証明書の発行における作業負担の軽減
- ・被災者の居所、連絡先及び被害状況等の関係部署との情報共有
- ・援護の漏れ、支援金等の二重支給の防止

○ その他

- ・能登半島地震で被害を受けた石川県では、県単位で単一ベンダーによるシステムの導入が進められているが、愛知県では既に一部の市町で先行してシステムが導入され、複数のベンダーが供給するシステムが存在することから、県単位での導入は難しいとしている

【予算措置】

<歳入> 地方経済・生活環境創生交付金	4,930千円
<歳出> 生活再建支援システム導入事業	11,600千円

